

毎週火・金曜日発行

# 島根県報

第一、五一三号

平成十五年十月十四日

(火曜日)

## 告示

### 目次

- 児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業所の所  
在地の変更 (障害者福祉課) 一
- 知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業  
所の所在地の変更 ( ) 一
- 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業  
所の所在地の変更 ( ) 一
- 身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業  
の廃止 ( ) 二
- 島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の  
一部改正 (農業経営課) 二
- 島根県どう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の  
一部改正 ( ) 三
- 換地処分 (農村整備課) 四

## 告

## 示

島根県告示第八百五十八号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の二十の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄田信義

|              |       |                |              |              |              |           |
|--------------|-------|----------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 事業者の名称       | 事業の種類 | 事業所の名称         | 変更前          | 変更後          | 事業所の所在地      | 変更年月日     |
| 特定非営利活動法人こだま | 居宅介護  | ホームヘルプサービス こだま | 松江市上乃木四丁目八・一 | 松江市西嫁島一・一・一九 | 松江市上乃木四丁目八・一 | 平成十五年十月一日 |

島根県告示第八百五十九号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の二十の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定に基づき告示する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄田信義

|              |        |                |              |              |              |           |
|--------------|--------|----------------|--------------|--------------|--------------|-----------|
| 事業者の名称       | 事業の種類  | 事業所の名称         | 変更前          | 変更後          | 事業所の所在地      | 変更年月日     |
| 特定非営利活動法人こだま | 居宅介護   | ホームヘルプサービス こだま | 松江市上乃木四丁目八・一 | 松江市西嫁島一・一・一九 | 松江市上乃木四丁目八・一 | 平成十五年十月一日 |
| 特定非営利活動法人こだま | デイサービス | デイサービスセンター こだま | 松江市上乃木四丁目八・一 | 松江市西嫁島一・一・一九 | 松江市上乃木四丁目八・一 | 平成十五年十月一日 |

島根県告示第八百六十号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地の変更の届出があったので、

同法第十七条の二十三第二号の規定に基づき告示する。  
平成十五年十月十四日

島根県知事 澄田信義

|              |        |                |              |              |           |
|--------------|--------|----------------|--------------|--------------|-----------|
| 事業者の名称       | 事業の種類  | 事業所の名称         | 事業所の所在地      |              | 変更年月日     |
|              |        |                | 変更前          | 変更後          |           |
| 特定非営利活動法人こだま | 居宅介護   | ホームヘルプサービス こだま | 松江市上乃木八丁目八・一 | 松江市西嫁島一・一・一九 | 平成十五年十月一日 |
| 特定非営利活動法人こだま | デイサービス | デイサービスセンター こだま | 松江市上乃木八丁目八・一 | 松江市西嫁島一・一・一九 | 平成十五年十月一日 |

島根県告示第八百六十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第

別表(第一条関係)

十七条の二十三第二号の規定に基づき告示する。  
平成十五年十月十四日

島根県知事 澄田信義

|           |        |           |               |           |
|-----------|--------|-----------|---------------|-----------|
| 事業者の名称    | 指定した事業 | 事業所の名称    | 事業所の所在地       | 廃止年月日     |
|           |        |           |               |           |
| 国立療養所松江病院 | 短期入所   | 国立療養所松江病院 | 松江市上乃木五丁目八・三一 | 平成十五年八月一日 |

島根県告示第八百六十二号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成三年島根県告示第四百四十七号)の一部を次のように改正する。  
平成十五年十月十四日

島根県知事 澄田信義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

|           |           |                 |               |                                |                   |           |                                  |                   |           |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------------|---------------|--------------------------------|-------------------|-----------|----------------------------------|-------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一 措置      | 大企業以外の部分  | 貸付金のうち二億七千万円以下の | 中山間地域活性化資金の種類 | 融資機関が措置要綱第三の二のA、ウ及びオに掲げる者である場合 |                   | 利子補給率     | 融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合 |                   |           |           |           |           |           |
|           |           |                 |               | 貸付期間が六年以内の場合                   | 貸付期間が六年を超え七年以内の場合 |           | 貸付期間が六年以内の場合                     | 貸付期間が六年を超え七年以内の場合 |           |           |           |           |           |
| 年一・七パーセント | 年一・六パーセント | 年一・四パーセント       | 年一・三パーセント     | 年一・二パーセント                      | 年一・一パーセント         | 年一・〇パーセント | 年〇・九パーセント                        | 年〇・八パーセント         | 年〇・六パーセント | 年〇・五パーセント | 年〇・四パーセント | 年〇・三パーセント | 年〇・二パーセント |



別表貸付条件の欄中「年一・一パーセント」を「年一・七パーセント」に改める。  
島根県知事 澄 田 信 義

附 則

- 1 この告示は、平成十五年十月十四日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年九月十九日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第八百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年九月三十日付けで県営土地改良事業に係る下三所地区第一工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年十月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

平成十五年十月十四日印刷  
平成十五年十月十四日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江学殿町  
松江学園南  
松陽印刷所  
島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）